

# 短時間正社員規程

---

株式会社シンプルメーカー

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この就業規則（以下「規則」という）は、株式会社シンプルメーカー（以下「会社」という）の短時間正社員制度の労働条件及び服務規律を定めたものである。

### (適用範囲)

第2条 この規則は 短時間正社員(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の社員)であって、期間の定めのない労働契約を締結した者(育児・介護休業法で定める短時間勤務制度の適用を受ける者を除く)をいう)に適用される。

2 この規則に定めのない事項については、通常の従業員(以下単に「正社員」という)に適用される就業規則及び労働基準法その他の法令の定めるところによる。

## 第2章 転換

### (短時間正社員から正社員へ転換)

第3条 正社員になることを希望する短時間正社員は、会社にその旨を申し出ることができる。

2 前項の規定により申出があった場合、会社は、原則として申出日より1か月以内で期日を指定して、当該労働者を正社員へ転換させるものとする。

## 第3章 労働時間、休憩時間、休日及び休暇

### (労働時間及び休憩時間)

第4条 短時間正社員の労働時間及び休憩時間については各々の就業規則の午前09時00分から午後6時00分に定めるところによる。ただし、個別の契約により定める場合はこの限りではない。

### (休日及び休暇)

第5条 短時間正社員の所定休日及び休暇については各々の就業規則に定めるところによる。

(時間外及び休日労働)

第6条 短時間正社員に前条で定める労働時間を超えて、又は前条で定める休日に労働させないことを原則とする。ただし、短時間正社員との協議の上、前条で定める労働時間を超えて、労働させる場合はこの限りではない。

(年次有給休暇)

第7条 短時間正社員の年次有給休暇の取り扱いについては別途就業規則に定めるところによる。

## 第4章 賃金

(賃金)

第8条 短時間正社員の賃金の取り扱いについては、別途給与規程に定めるところによる。

## 第5章 賞与

(賞与)

第8条 短時間正社員の賞与の取り扱いについては、別途給与規程に定めるところによる。

## 第6章 退職金

(退職金)

第9条 短時間正社員の退職金の取り扱いについては、別途給与規程に定めるところによる。

## 第7章 社会保険・労働保険の加入

### (社会保険の適用)

第10条 短時間正社員には、健康保険・厚生年金保険が適用されるため、会社は必要な手続きを取る。

2 雇用保険の被保険者に該当する短時間正社員については、会社は必要な手続きを取る。

### (附則)

本規則は、令和3年12月1日から施行する。